

ばあとなあ活動報告書 IT 化システム 仕様

1 委託業務名

ばあとなあ活動報告書 IT 化に伴う WEB システムの構築及び運用業務

2 目的

ばあとなあ活動報告書の集約作業における個人会員（ばあとなあ名簿登録者）、都道府県社会福祉士会（以下「県士会」という。）及び日本社会福祉士会（以下「日本」という。）における事務作業の効率化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 31 日までとする（更新あり）。

※システム開発については、2022 年 8 月 31 日までとする。

4 基本要件

個人会員（ばあとなあ名簿登録者）が提出する名簿登録申請書・報告書の入力及びそれらの県士会での参照・集計、並びに日本が県士会から集約するデータの集計に関する一連の事務をシステム化する。

5 システムの概要

本システムは、各業務に携わる個人会員（ばあとなあ名簿登録者）等が全国から利用するとともに、県士会の担当者が集計等の作業を行う。また、限定された期間（約 2 カ月程度）に、約 10,000 人のデータが集中的に登録されることが想定される。

この条件で、業務単位（3 区分）での権限制御を有した業務 WEB アプリケーションの構築を行うものとする。

6 システムの基本仕様（基本機能）

3 つの業務レベルについて、次の機能を基本仕様とする。

（1）個人会員（ばあとなあ名簿登録者）にかかる基本仕様（基本機能）

- ① 各書式への入力をパソコン・タブレット・スマートフォンから行えること
※各媒体のディスプレイサイズについては日本指定のディスプレイサイズとする。
- ② 各書式の入力途中における仮保存（下書き保存）を可能とすること
- ③ 各書式の県士会への報告はインターネットを介して行えること
- ④ 入力不備がある場合は警告メッセージを出力し、県士会の集計対象としないこと

（2）県士会（事務局）にかかる基本仕様（基本機能）

- ① 使用機器はパソコン（日本指定のディスプレイサイズ）で利用できること
- ② ばあとなあ名簿登録者からの報告データを個別及び一覧表で参照可能とすること
- ③ 本システムを使用しないばあとなあ名簿登録者からの報告データを本システムへ CSV デ

ータで取り込み可能とすること

- ④ ぱあとなあ名簿登録者からの報告されたデータを任意の条件で CSV データでの抽出を可能とすること
- ⑤ 県士会での独自項目（チェック項目、テキストデータ）の設定を可能とすること（設定可能数は最大で 10 程度）
- ⑥ 報告データ一覧の日本への報告はインターネット（メール通知等）を介して行う

（3）日本（事務局）にかかる基本仕様（基本機能）

- ① 使用機器はパソコン（日本指定のディスプレイサイズ）で利用できること
- ② 県士会からの報告データ一覧表を県士会単位で参照可能とすること
- ③ 本システムを使用しない県士会からの報告データ一覧表を本システムへ CSV データで取り込み可能とすること
- ④ 県士会からの報告データ一覧表の統合処理や任意の条件での CSV データでの抽出を可能とすること

7 システムの利用環境とセキュリティ

（1）セキュリティ

- ① 本システムを稼働させるサーバは、従量課金型のクラウドサービスを利用すること
- ② 3つの業務機能（項番3の仕様）すべてに対しログイン機能を有し、ID・パスワードで認証すること
- ③ 県士会（項番3（2））・日本（項番3（3））などシステム利用場所の IP アドレスでアクセス制限を設けること
- ④ 本システムで稼働する WEB アプリケーションの通信はすべて暗号化をすること

（2）システムの利用環境

- ① ブラウザは「Google chrome 最新版」とする。
※IE等の旧ブラウザへの対応はしなくてよい。
- ② パソコンの OS は「Windows10」とする。
- ③ スマートフォンの OS は「Android」及び「iOS」とする。

8 システム運用・保守

- （1）本システム稼働に併せ、操作説明書、動画マニュアルの提出し、操作説明会を事前に実施すること
- （2）本システム稼働に対して、次のことを明確化し日本に掲示すること
 - ① 本システムを運用する際に発生する外部支払い費用（サーバ費用・SSL 費用等）について
 - ② サーバの保守業務・管理体制について
 - ③ 障害発生時の対応について
 - ④ 利用に関する問い合わせ等の体制について

9 成果品

成果品は、以下に内容を示す書面とともに日本が指定する場所に納品するものとする。

なお、納品に係る経費については、すべて受託者が負担するものとし、提出期日については、日本（発注者）と受託者が協議して定めるものとする。

- (1) 業務WEBアプリケーションデータ一式
- (2) アプリケーション構築設計書
- (3) 運用・管理マニュアル
- (4) (1) から (3) の電子データ一式（CD-ROM等による）
- (5) その他、日本が指示する資料・成果品

9 業務における留意事項

- (1) 本業務の実施により作成されたシステムについては、著作権を含め、日本に帰属するものとする。

10 契約及び業務実施上の基本事項

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、受託業務の意図及び目的を理解したうえで、そのノウハウを最大限発揮するとともに、日本と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持するとともに、業務の実施にあたり日本セキュリティポリシー及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を日本の許可なく使用又は利用してはならない。
- (4) 日本は、業務遂行上、必要な資料等を受託者に貸与することができる。この場合において、受託者は貸与された資料等を業務完了後、直ちに日本に返還しなければならない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、日本と協議しその指示に従うものとする。

以上